市第 158 号議案

損害賠償についてのあっせんの申立て 損害賠償について、次のようにあっせんを申し立てる。 平成30年2月16日提出

横浜市長 林 文 子

1 当事者

申立人 横浜市

代表者

横浜市長 林 文 子

相手方 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号 東京電力ホールディングス株式会社 代表執行役 小早川 智 明

2 あっせんの申立ての要旨

東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という。)に対し、222,276,952円(ただし、当該額のうち、あっせんを申し立てるまでの間に東京電力と支払について合意した額があるときは、これを控除した額とする。)及び平成23年度に要した放射線対策等に係る費用として横浜市が東京電力に請求した損害賠償金1,302,845,671円に対する平成23年3月11日から支払済みに至るまで年5パーセントの割合による遅延損害金を支払うことを求める。

3 あっせんを申し立てる理由

横浜市は、東京電力に対し、平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び同社福島第二原子力発電所における事故に起因した損害賠償金の支払を求めたが、一部こ

市第158号

れに応じないため、あっせんを申し立てるものである。

4 原子力損害賠償紛争審査会原子力損害賠償紛争解決センター

提案理由

損害賠償に関する紛争の解決を図るため、原子力損害賠償紛争審 査会にあっせんを申し立てることとしたいので提案する。

参考

事件の概要

1 平成23年3月11日 東京電力株式会社福島第一原子力発電所

及び同社福島第二原子力発電所において事

故が発生した。

2 平成23年12月から 平成29年12月まで

横浜市は、東京電力ホールディングス株

式会社(以下「東京電力」という。)に対

して、平成23年度に要した放射線対策等に

係る費用を請求した。

3 平成24年3月から 平成29年12月まで

東京電力は、横浜市に対し、請求した損害賠償金1,302,845,671円のうち、1,080,568,719円を支払ったが、残額の支払には応じなかった。

地方自治法 (抜粋)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(第1号から第11号まで省略)

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決(行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。)に係る同法第11条第1項(同法第38条第1項(同法第43条第2項において準用する場合を含む。)又は同法第43条第1項において準用する場合

を含む。)の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟(以下この号、第 105 条の 2、第 192 条及び第 199 条の 3 第 3 項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。)に係るものを除く。)、和解(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。)、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

(第13号から第15号まで及び第2項省略)

原子力損害の賠償に関する法律(抜粋)

- 第18条 文部科学省に、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介及び当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定に係る事務を行わせるため、政令の定めるところにより、原子力損害賠償紛争審査会(以下この条において「審査会」という。)を置くことができる。
- 2 審査会は、次に掲げる事務を処理する。
 - (i) 原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行うこと。

(第2号、第3号及び第3項省略)